

長岡市消防本部公告第4号

消防自動車のサイレン吹鳴について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定に基づき、令和8年消防出初式で、消防自動車のサイレンを次のように吹鳴します。

令和7年11月27日

長岡市消防長　近藤知彦

1　日　時

令和8年1月4日（日曜日）午後1時05分から午後1時10分までのうち、約1分間

2　場　所

長岡市大手通1丁目地内　主要地方道長岡停車場線（大手通り）